

通所リハビリテーションつるさんかめさん

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(富山県指定 第 1651780015 号)

当事業所は、契約者に対して通所リハビリテーションサービスを提供します。
事業者の概要や提供されるサービスの内容、契約上注意いただきたいことを次の通り説明します。

社会福祉法人 有機会

<重要事項説明書>

1 施設の概要

- (1) 施設の種類 指定介護老人保健施設
開設年月日 平成17年10月1日指定 富山県第1651780015号

(2) 施設の目的

通所リハビリテーションは、要介護者が家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービスに基づき、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、在宅生活を支援することを目的とした施設です。

- (3) 施設 の 名 称 通所リハビリテーションつるさんかめさん

- (4) 施設 の 所 在 地 富山県下新川郡朝日町泊新5番地

- (5) 電 話 0765-82-2182

- (6) 管 理 者 氏 名 太 田 昌 幸

(7) 運 営 方 針

- ① 入所者個々のニーズを発見し対応できる管理体制
- ② 専門的な知識・技術と接遇態度の向上
 - ・研修の充実
 - ・自己研鑽の意識向上
 - ・研究発表の機会の設定
- ③ 療養及び生活環境の整備
 - ・利用者、従業員の安全管理の徹底
(災害対策、感染防止、警備、防犯等)
- ④ サービス機能の充実
 - ・リハビリテーション機能の充実
 - ・デイケアサービスの充実
- ⑤ 入所前、退所後を含むトータルケアの実践
 - ・家族との相談及び介護指導の徹底
 - ・他のサービス事業者との連携
- ⑥ 広報活動の強化
 - ・体験入所のボランティア受け入れを通じて地域との交流を密にする。
- ⑦ 他の施設との連携
 - ・ケアハウスみんなの家の入居者や特別養護老人ホーム有磯苑の入所者との連携を深め、入所者の生きがいを高める。

- (8) 開設年月日 平成17年10月1日

(9) 営業日及び営業時間

営業日 月曜日～金曜日

(ただし、12月31日から翌年の1月3日までを除く。)

営業時間 午前8時30分から午後4時30分まで

(10) 通所定員 30名

2 職員の配置状況

契約者に対して通所リハビリテーションサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(1) 管理者	1名
(2) 医師	1名
(3) 看護師・介護士	3名以上
(4) 理学療法士・作業療法士	1名以上
(5) 栄養士又は管理栄養士	1名以上
(6) 事務員（庶務課長・事務員）	2名

3 サービス内容

(1) 通所リハビリテーションサービス計画の立案

利用者の日常生活上の課題を検討し、利用者・家族の希望を踏まえて、通所リハビリテーションの計画を作成、評価します。

(2) 食事の提供

栄養と身体状況に配慮した食事を適温にて提供いたします。

昼食… 12:00～13:00

(3) 入浴の提供

一般浴槽、もしくは特別浴槽にて入浴していただきます。

体調に応じ、清拭サービスいたします。

(4) 医学的管理・看護

施設医師の管理により、療養に必要な医療と看護を提供します。

(5) 日常介護

日常生活に必要な介護、お世話を提供します。原則として日常は離床にて生活していただきます。

(6) 機能訓練

日常生活に必要な動作訓練、レクリエーション、その他のリハビリテーションを提供します。

(7) 相談援助サービス

施設利用や介護サービス全般にわたり、利用者、ご家族のサービスに応じます。

4 協力病院等

当施設では、下記の病院や歯科医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力病院

名称：あさひ総合病院

住所：富山県下新川郡朝日町泊477

- ・協力歯科医療機関

名称：小杉歯科医院

住所：富山県下新川郡朝日町荒川376

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「契約書」にご記入いただいた連絡先にご連絡します。

5 非常災害連絡対策

- (1) 防災設備 全館スプリンクラーを設置しております。
各階各所に消火器、消火設備を設置しております。
火災報知器など防災システムを設置しております。
- (2) 防火訓練 年2回、消防訓練を行います。
- (3) 災害訓練 年1回

6 営利行為、宗教勧誘、政治活動の禁止

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、施設内での「営利行為、宗教勧誘、政治活動」を禁止しております。

7 苦情申し出窓口

- (1) 利用者等からの苦情に適切に対応するため下記のとおり体制を整え、苦情解決に努めます。
 - ① 苦情解決責任者 管理者
 - ② 苦情受付担当者 介護課長
 - ③ 第三者委員 荒尾和嘉子、井口一美、吉田 進
- (2) 苦情解決の方法
 - ① 苦情の受付
苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。
また、第三者委員に直接申し出ることもできます。第三者委員の連絡先は、事務所で確認ください。
 - ② 第三者委員への報告
苦情申し出人が希望されるときは、苦情解決責任者が第三者委員に報告します。
 - ③ 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者、苦情受付担当者は苦情申し出人と誠意をもって話し合い、速やかな解決に努めます。その際、苦情申し出人は、第三者委員の立会いや助言を求めることができます。

④ 富山県福祉サービス運営適正化委員会の紹介

当施設で解決できない苦情は、富山県福祉サービス運営適正化委員会に申し出ることができます。

富山県福祉サービス運営適正化委員会（電話 076-432-3280）

8 事故発生の防止及び発生時の対応

- (1) 施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備します。また、サービス提供等に事故が発生した場合、速やかに利用者のご家族及び市町村、居宅介護支援事業所に報告するとともに、必要な措置を行います。
- (2) 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は専門的機関での診療を依頼します。
- (3) 事故発生防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。)及び職員に対する研修を実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

9 施設利用にあたっての留意事項

施設の利用にあたり、以下の事項を必ずお守りください。また、不明な点がありましたら、遠慮なくご相談ください。

(1) 利用者の受診・薬の処方について

緊急時救命的にすぐに医療の提供が必要と思われる場合意外は、原則として利用中に病院や診療所で薬をもらったり、受診はできません。

(2) 喫煙

指定の喫煙以外では、喫煙できません。

飲酒は、施設医師の許可が必要です。ご相談ください。

(3) 設備、備品の利用

設備、備品の利用の際には、スタッフまでご相談ください。

(4) 利用者の所持品

生活に必要なものをお持ちいただいても結構ですが、できるだけ最小限にお願いします。家電製品を利用される際、電気使用料をいただく場合があります。まずは、ご相談ください。

(5) 金銭、貴重品の管理

当施設は、個人の金銭、貴重品の管理は行っておりません。

施設において、紛失等の際も責任を負いかねます。

(6) 日課の励行

利用中は、施設職員の指導による介護及びリハビリテーションを励行し、共同生活の秩序を保つよう、ご協力ください。

(7) 利用の中止、変更、追加について

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になり中止の申し出をされた場合、取り消し料として下記の料金を支払っていただきます。

食費	昼食費	580 円
	おやつ代	100 円

サービス利用の変更・追加の申し込みにたいして、事業所の稼動状況により、契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能日時を契約者に掲示し協議します。

10 施設利用での禁止事項

(1) 火気の取り扱いの禁止

許可した場合以外、火気の手扱いは一切禁止しております。

(2) 他の利用者への迷惑行為の禁止

けんか、口論等で他の利用者へ迷惑を及ぼすことを禁止します。

(3) 秘密を漏らす行為の禁止

施設利用において他の利用者の秘密、その他の情報を他へ漏らすことを禁止します。

通所リハビリテーションについて

1 介護保険証の確認

説明を行うにあたり、利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2 通所リハビリテーションについての概要

通所リハビリテーションについては、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能回復を図るため、提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また計画の内容については同意をいただくこととなります。

3 利用料金

利用料金については「利用料金表」をご参照ください。

<支払方法>

料金の支払いは1か月ごとに計算し、翌月中旬に請求しますので、次のいずれかの方法で、期日までに支払ってください。

1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

ア 指定口座への払い込み（月末まで）

北陸銀行泊支店 普通 5020140 介護老人保健施設つるさんかめさん
通所リハビリテーション

イ 金融機関口座からの自動引落とし（指定日まで）

* 上記ア、イの振込み手数料は契約者の負担となります。

* 介護保険制度改正に伴い、介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。尚、変更時には、ご案内及び利用料金表を送付し、お知らせいたします。

* 介護保険給付の支給限度基準額を超える居宅介護サービス

介護保訓給付の支給限度額を超える施設介護サービスを利用される場合は、介護サービス利用料金の全額が利用者の負担となります。

利用料金表

1 通所リハビリテーション費（基本料金）

単位：円／日

利用時間		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
4 時間以上 5 時間未満	1 割負担	553	642	730	844	957
	2 割負担	1,106	1,284	1,460	1,688	1,914
	3 割負担	1,659	1,926	2,190	2,532	2,871
6 時間以上 7 時間未満	1 割負担	715	850	981	1,137	1,290
	2 割負担	1,430	1,700	1,962	2,274	2,580
	3 割負担	2,145	2,550	2,943	3,411	3,870

2 通所リハビリテーション費（その他加算料金）

区 分	単 価			備 考
	1 割負担	2 割負担	3 割負担	
入浴介助加算 (Ⅰ)	40 円/日	80 円/日	120 円/日	入浴介助を行った場合、加算されます。
入浴介助加算 (Ⅱ)	60 円/日	120 円/日	180 円/日	自宅において家族等の介助により入浴できるよう、利用者の身体状況や医師等が訪問により把握した利用者宅の浴室の環境を踏まえた個別の入浴計画を作成し、同計画に基づき入浴介助を行った場合、加算されます。
サービス提供 体制強化加算	22 円/日	44 円/日	66 円/日	介護従事者のうち介護福祉士が一定割合配置されており加算されます。
介護職員等処 遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に 86/1000 単位 を乗じた単位 数	所定単位数に 86/1000 単位 を乗じた単位 数の 2 倍	所定単位数に 86/1000 単位 を乗じた単位 数の 3 倍	介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善の為、加算されます。

リハビリテーションマネジメント加算イ	560 円/月 (開始月から 6 月以内)	1120 円/月 (開始月から 6 月以内)	1680 円/月 (開始月から 6 月以内)	医師・理学療法士・作業療法士、居宅支援専門員、その他のサービス担当者など とリハビリテーション 会議を定期的に開催し、利用者の状態の変化に応じてリハビリテーション計画の見直しを行います。リハビリテーション計画は理学療法士・作業療法士が利用者又はその家族に対して説明し、同意を得、医師に報告します。又、居宅訪問時、家族に対し介護の工夫や日常生活上の留意点について指導や助言を行います。
	240 円/月 (開始月から 6 月超)	480 円/月 (開始月から 6 月超)	720 円/月 (開始月から 6 月超)	
リハビリテーションマネジメント加算ロ	593 円/月 (開始月から 6 月以内)	1186 円/月 (開始月から 6 月以内)	1779 円/月 (開始月から 6 月以内)	医師・理学療法士・作業療法士、居宅支援専門員、その他のサービス担当者など とリハビリテーション 会議を定期的に開催し、利用者の状態の変化に応じてリハビリテーション計画の見直しを行います。リハビリテーション計画は理学療法士・作業療法士が利用者又はその家族に対して説明し、同意を得、医師に報告します。又、居宅訪問時、家族に対し介護の工夫や日常生活上の留意点について指導や助言を行います。これら情報を厚生労働省に提出します。
	273 円/月 (開始月から 6 月超)	546 円/月 (開始月から 6 月超)	819 円/月 (開始月から 6 月超)	

短期集中個別 リハビリテー ション実施加 算	110 円/日	220 円/日	330 円/日	病院・施設からの退院（所） 後、早期に在宅における日 常生活の活動の自立性を 向上させるため、短期間集 中的に個別リハビリテー ションを実施した場合に 加算されます。 （退院（所）日、または認 定日から 3 月以内）
認知症短期集 中リハビリテ ーション実施 加算（I）	240 円/日	480 円/日	720 円/日	認知機能検査などの結果 が 5～25 点の利用者に対 して、生活機能を改善す るため、個別リハビリテー ションを週 2 日を限度とし て集中的に実施した場合 に加算されます。 （通所開始日から起算し て 3 ヶ月以内）
リハビリテー ション提供体 制加算	16 円/日 （4 時間以上 5 時間未満）	32 円/日 （4 時間以上 5 時間未満）	48 円/日 （4 時間以上 5 時間未満）	理学療法士、作業療法士が 一定割合配置されており 加算されます。
	24 円/日 （6 時間以上 7 時間未満）	48 円/日 （6 時間以上 7 時間未満）	72 円/日 （6 時間以上 7 時間未満）	
科学的介護 推進体制加算	40 円/月	80 円/月	120 円/月	利用者ごとの心身の状況 等に係る基本的な情報の 厚生労働省への提出とフ ィードバックの活用によ り、通所リハビリテーシ ョン計画の見直し等 PDCA サイクルの推進とケアの 質の向上を図る取組み を行った場合に加算され ます。

栄養アセスメント加算	50 円/月	100 円/月	150 円/月	利用者ごとに管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを行い、利用者又は家族に対してその結果を説明し、相談等に応じます。これらの情報を厚生労働省に提出します。
同一建物に対する送迎の減算	△94 円/日	△188 円/日	△282 円/日	通所リハビリテーション事業所と同一建物（ケアハウスみんなの家）から通う場合、減算されます。ただし、疾病等により、一時的に送迎が必要な場合や、やむを得ず送迎が必要であると認められた利用者に対して送迎を行う場合は減算を行いません。
事業所が送迎を行わない場合	△47 円/片道	△94 円/片道	△141 円/片道	事業所が送迎を行わない場合、減算されます。
退院時共同指導加算	600 円/1 回	1200 円/1 回	1800 円/1 回	病院等入院中の利用者が退院するに当たり、通所リハビリテーション事業所の医師または理学療法士、作業療法士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者が初回の通所リハビリテーションを利用した場合に、当該退院につき 1 回限り加算されます。

3 食費・個別加算料金

食費	580円 100円	昼食 おやつ代
日用品費	50円/日	シャンプー、ボディーシャンプー、ティッシュペーパー、ペーパータオル
教養娯楽費	70円/日	日々のレクリエーションに使用する物品（フィルム現像代、新聞代、色紙、色鉛筆、習字セット、クレヨン、色画用紙、のり、色紙、手工芸クラフト用品など）
クラブ活動費	実費相当額/1回につき	クラブ活動（お茶、陶芸など）にかかる材料代など
紙おむつ代		
テープ止め	100円/枚	(M・L)
リハビリパンツ	100円/枚	(M)
	120円/枚	(L)
尿とりパット	20円/枚	(昼用)
	40円/枚	(多い人用)

- * 日常生活費及び教養娯楽費は自由な選択に基づいたうえでの徴収となり、徴収をご希望されない場合はシャンプー、ボディソープ、ティッシュペーパー、ペーパータオルは持参、日々のレクリエーションは見学となります。
- * 介護保険制度改正に伴い、介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。尚、変更時には、ご案内及び利用料金表を送付し、お知らせいたします。
- * 介護保険給付の支給限度基準額を超える居宅介護サービス、介護保険給付の支給限度額を超える施設介護サービスを利用される場合は、介護サービス利用料金の全額が利用者の負担となります。

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、通所リハビリテーションつるさんかめさんのサービス内容及び重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者名 通所リハビリテーション
つるさんかめさん
住 所 富山県下新川郡朝日町泊新5番地

説明者 職 名
氏 名 ⑩

私は、重要事項説明書に基づいて、通所リハビリテーションつるさんかめさんのサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住 所
氏 名 ⑩

代理人（選任した場合） 住 所
氏 名 ⑩

介護予防通所リハビリテーションつるさんかめさん

重要事項説明書

当事業所は介護予防通所リハビリテーションの指定を受けています。

(富山県指定 第 1651780015 号)

当事業所は、契約者に対して介護予防通所リハビリテーションサービスを提供します。

事業者の概要や提供されるサービスの内容、契約上注意いただきたいことを次の通り説明します。

社会福祉法人 有磯会

<重要事項説明書>

1 施設の概要

- (1) 施設の種類 指定介護老人保健施設
開設年月日 平成17年10月1日指定 富山県第1651780015号

(2) 施設の目的

介護予防通所リハビリテーションは、要支援者が家庭等での生活を継続させるために立案された介護予防サービス計画に基づき、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に受け入れ、在宅生活を支援することを目的とした施設です。

- (3) 施設名称 通所リハビリテーションつるさんかめさん

- (4) 施設の所在地 富山県下新川郡朝日町泊新5番地

- (5) 電話 0765-82-2182

- (6) 管理者氏名 太田昌幸

(7) 運営方針

- ① 入所者個々のニーズを発見し対応できる管理体制
- ② 専門的な知識・技術と接遇態度の向上
 - ・研修の充実
 - ・自己研鑽の意識向上
 - ・研究発表の機会の設定
- ③ 療養及び生活環境の整備
 - ・利用者、従業員の安全管理の徹底
(災害対策、感染防止、警備、防犯等)
- ④ サービス機能の充実
 - ・リハビリテーション機能の充実
 - ・デイケアサービスの充実
- ⑤ 入所前、退所後を含むトータルケアの実践
 - ・家族との相談及び介護指導の徹底
 - ・他のサービス事業者との連携
- ⑥ 広報活動の強化
 - ・体験入所のボランティア受け入れを通じて地域との交流を密にする。
- ⑦ 他の施設との連携
 - ・ケアハウスみんなの家の入居者や特別養護老人ホーム有磯苑の入所者との連携を深め、入所者の生きがいを高める。

- (8) 開設年月日 平成17年10月1日

(9) 営業日及び営業時間

営業日 月曜日～金曜日

(ただし、12月31日から翌年の1月3日までを除く。)

営業時間 午前8時30分から午後4時30分まで

(10) 通所定員 30名

2 職員の配置状況

契約者に対して介護予防通所リハビリテーションサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(1) 管理者	1名
(2) 医師	1名
(3) 看護師・介護士	3名以上
(4) 理学療法士・作業療法士	1名以上
(5) 栄養士又は管理栄養士	1名以上
(6) 事務員(庶務課長・事務員)	2名

3 サービス内容

(1) 介護予防通所リハビリテーションサービス計画の立案

利用者の日常生活上の課題を検討し、利用者・家族の希望を踏まえて、介護予防通所リハビリテーションの計画を作成、評価します。

(2) 食事の提供

栄養と身体状況に配慮した食事を適温にて提供いたします。

昼食… 12:00～13:00

(3) 入浴の提供

一般浴槽で、入浴していただきます。

(4) 医学的管理・看護

施設医師の管理により、療養に必要な医療と看護を提供します。

(5) 日常介護

日常生活に必要な介護、お世話を提供します。原則として日常は離床にて生活していただきます。

(6) 機能訓練

日常生活に必要な動作訓練、レクリエーション、その他のリハビリテーションを提供します。

(7) 相談援助サービス

施設利用や介護サービス全般にわたり、利用者、ご家族のサービスに応じます。

4 協力病院等

当施設では、下記の病院や歯科医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変し

た場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力病院

名称：あさひ総合病院

住所：富山県下新川郡朝日町泊477

・協力歯科医療機関

名称：小杉歯科医院

住所：富山県下新川郡朝日町荒川376

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「契約書」にご記入いただいた連絡先にご連絡します。

5 非常災害連絡対策

- (1) 防災設備 全館スプリンクラーを設置しております。
各階各所に消火器、消火設備を設置しております。
火災報知器など防災システムを設置しております。
- (2) 防火訓練 年2回、消防訓練を行います。
- (3) 災害訓練 年1回

6 営利行為、宗教勧誘、政治活動の禁止

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、施設内での「営利行為、宗教勧誘、政治活動」を禁止しております。

7 苦情申し出窓口

- (1) 利用者等からの苦情に適切に対応するため下記のとおり体制を整え、苦情解決に努めます。
 - ① 苦情解決責任者 管理者
 - ② 苦情受付担当者 介護課長
 - ③ 第三者委員 荒尾和嘉子、井口一美、吉田 進
- (2) 苦情解決の方法
 - ① 苦情の受付
苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。
また、第三者委員に直接申し出ることもできます。第三者委員の連絡先は、事務所で確認ください。
 - ② 第三者委員への報告
苦情申し出人が希望されるときは、苦情解決責任者が第三者委員に報告します。
 - ③ 苦情解決のための話し合い
苦情解決責任者、苦情受付担当者は苦情申し出人と誠意をもって話し合い、速

やかな解決に努めます。その際、苦情申し出人は、第三者委員の立会いや助言を求めることができます。

④ 富山県福祉サービス運営適正化委員会の紹介

当施設で解決できない苦情は、富山県福祉サービス運営適正化委員会に申し出るすることができます。

富山県福祉サービス運営適正化委員会（電話 076-432-3280）

8 事故発生の防止及び発生時の対応

- (1) 施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備します。また、サービス提供等に事故が発生した場合、速やかに利用者のご家族及び市町村、居宅介護支援事業所に報告するとともに、必要な措置を行います。
- (2) 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は専門的機関での診療を依頼します。
- (3) 事故発生防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。)及び職員に対する研修を実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

9 施設利用にあたっての留意事項

施設の利用にあたり、以下の事項を必ずお守りください。また、不明な点がありましたら、遠慮なくご相談ください。

(1) 利用者の受診・薬の処方について

緊急時救命的にすぐに医療の提供が必要と思われる場合意外は、原則として利用中に病院や診療所で薬をもらったり、受診はできません。

(2) 喫煙

指定の喫煙以外では、喫煙できません。

飲酒は、施設医師の許可が必要です。ご相談ください。

(3) 設備、備品の利用

設備、備品の利用の際には、スタッフまでご相談ください。

(4) 利用者の所持品

生活に必要なものをお持ちいただいても結構ですが、できるだけ最小限にお願いします。家電製品を利用される際、電気使用料をいただく場合があります。まずは、ご相談ください。

(5) 金銭、貴重品の管理

当施設は、個人の金銭、貴重品の管理は行っておりません。

施設において、紛失等の際も責任を負いかねます。

(6) 日課の励行

利用中は、施設職員の指導による介護及びリハビリテーションを励行し、共同生活の秩序を保つよう、ご協力ください。

(7) 利用の中止、変更、追加について

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になり中止の申し出をされた場合、取り消し料として下記の料金を支払っていただきます。

食費	昼食費	580 円
	おやつ代	100 円

サービス利用の変更・追加の申し込みにたいして、事業者の稼動状況により、契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能日時を契約者に掲示し協議します。

10 施設利用での禁止事項

(1) 火気の取り扱いの禁止

許可した場合以外、火気の手扱いは一切禁止しております。

(2) 他の利用者への迷惑行為の禁止

けんか、口論等で他の利用者へ迷惑を及ぼすことを禁止します。

(3) 秘密を漏らす行為の禁止

施設利用において他の利用者の秘密、その他の情報を他へ漏らすことを禁止します。

介護予防通所リハビリテーションについて

1 介護保険証の確認

説明を行うにあたり、利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2 介護予防通所リハビリテーションについての概要

介護予防通所リハビリテーションについては、要支援者 1 及び 2 の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者 の心身の機能回復を図るため、提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また計画の内容については同意をいただくこととなります。

3 利用料金

利用料金については「利用料金表」をご参照ください。

<支払方法>

料金の支払いは 1 か月ごとに計算し、翌月中旬に請求しますので、次のいずれかの方法で、期日までに支払い下さい。

1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

ア 指定口座への払い込み（月末まで）

北陸銀行泊支店 普通 5020140 介護老人保健施設つるさんかめさん
通所リハビリテーション

イ 金融機関口座からの自動引落し（指定日まで）

※ 上記ア、イの振込手数料は契約者の負担となります

利用料金表

1 介護予防通所リハビリテーション費（基本料金）

単位：円／日

区分			単価			算定単位
			1割負担	2割負担	3割負担	
介護予防通所リハビリテーション費	要支援1	利用開始12月以内	2,268円	4,536円	6,804円	1月につき
		利用開始12月超	2,148円 但し3月に1回以上のリハビリテーション会議の開催等の要件を満たした場合は減算なし	4,296円 但し3月に1回以上のリハビリテーション会議の開催等の要件を満たした場合は減算なし	6,444円 但し3月に1回以上のリハビリテーション会議の開催等の要件を満たした場合は減算なし	
	要支援2	利用開始12月以内	4,228円	8,456円	12,684円	
		利用開始12月超	3,988円 但し3月に1回以上のリハビリテーション会議の開催等の要件を満たした場合は減算なし	7,976円 但し3月に1回以上のリハビリテーション会議の開催等の要件を満たした場合は減算なし	11,964円 但し3月に1回以上のリハビリテーション会議の開催等の要件を満たした場合は減算なし	

2 介護予防通所リハビリテーション費（その他加算料金）

区分		単価			備考
		1割負担	2割負担	3割負担	
サービス提供体制強化加算(I)	要支援1	88円/月	176円/月	264円/月	介護従事者のうち介護福祉士が一定割合配置されており加算されます。
	要支援2	176円/月	352円/月	528円/月	

介護職員等処遇改善加算(I)	要支援1 要支援2 共に	所定単位数に86/1000単位を乗じた単位数	所定単位数に86/1000単位を乗じた単位数の2倍	所定単位数に86/1000単位を乗じた単位数の3倍	介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善の為、加算されます。
科学的介護推進体制加算	要支援1 要支援2 共に	40円/月	80円/月	120円/月	利用者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報の厚生労働省への提出とフィードバックの活用により、通所リハビリテーション計画の見直し等PDCAサイクルの推進とケアの質の向上を図る取り組みを行った場合に加算されます。
栄養アセスメント加算	要支援1 要支援2 共に	50円/月	100円/月	150円/月	利用者ごとに管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを行い、利用者又は家族に対してその結果を説明し、相談等に応じます。これらの情報を厚生労働省に提出します。
同一建物に対する送迎の減算	要支援1	△376円/月	△752円/月	△1128円/月	通所リハビリテーション事業所と同一建物（ケアハウスみんなの家）から通う場合、減算されます。ただし、疾病等により、一時的に送迎が必要な場合や、やむを得ず送迎が必要であると認められた利用者に対して送迎を行う場合は減算を行いません。
	要支援2	△752円/月	△1504円/月	△2256円/月	

退院時 共同 指導加 算	要支援1 要支援2 共に	600円/1回	1200円/1回	1800円/1回	病院等入院中の利用者が退院するに当たり、通所リハビリテーション事業所の医師または理学療法士、作業療法士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者が初回の通所リハビリテーションを利用した場合に、当該退院につき1回限り加算されます。
-----------------------	--------------------	---------	----------	----------	---

3 食費・個別加算料金

食費	580円 100円	昼食 おやつ代
日用品費	50円/日	シャンプー、ボディーシャンプー、ティッシュペーパー、ペーパータオル
教養娯楽費	70円/日	日々のレクリエーションに使用する物品(フィルム現像代、新聞代、色紙、色鉛筆、習字セット、クレヨン、色画用紙、のり、色紙、手工芸クラフト用品など)
クラブ活動費	実費相当額/1回につき	クラブ活動(お茶、陶芸など)にかかる材料代など
紙おむつ代 テープ止め リハビリパンツ 尿とりパット	100円/枚 100円/枚 120円/枚 20円/枚 40円/枚	(M・L) (M) (L) (昼用) (多い人用)

* 日常生活費及び教養娯楽費は自由な選択に基づいたうえでの徴収となり、徴収をご希望されない場合はシャンプー、ボディーソープ、ティッシュペーパー、ペーパータオルは持参、日々のレクリエーションは見学となります。

- * 介護保険制度改正に伴い、介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。尚、変更時には、ご案内及び利用料金表を送付し、お知らせいたします。
- * 介護保険給付の支給限度基準額を超える居宅介護サービス、介護保険給付の支給限度額を超える施設介護サービスを利用される場合は、介護サービス利用料金の全額が利用者の負担となります。

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、介護予防通所リハビリテーションつるさんかめさんのサービス内容及び重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者名 通所リハビリテーション
つるさんかめさん
住 所 富山県下新川郡朝日町泊新5番地

説明者 職 名
氏 名 ㊟

私は、重要事項説明書に基づいて、介護予防通所リハビリテーションつるさんかめさんのサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住 所
氏 名 ㊟

代理人（選任した場合） 住 所
氏 名 ㊟